新２号建築物（木造住宅等）の完了検査申請時の工事写真について

熊本県建築課

令和７年４月に全面施行される改正建築基準法に伴い、建築士が工事監理を行うことによる検査の特例の対象が縮小され、木造２階建て住宅等の新２号建築物は、検査の特例がなくなりました。

このため、これらの建築物の完了検査時には以下の点に留意の上、検査を受検くださるようお願いします。

１　工事写真の添付について

・完了検査申請書として工事写真の添付は必要ありませんが、書類検査として現地で直接検査ができない部分を確認するために、工事写真等の確認を行いますので、工事写真の撮影・整理を行ってください。

２　工事写真の例について

・適切に工事監理がなされていることを確認するために、少なくとも以下の内容の工事写真は、撮影・整理を行ってください。

対象		写真の部分
材料		・構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包等 ・鉄筋、コンクリート、柱、梁、筋交い、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後	・支持地盤の状況
	コンクリート打設前	・配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等） ・アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） ・型枠の施工状況（各部の寸法、立上り型枠補強）
	コンクリート打設後	・脱型時期の記録 ・ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分		・防腐防蟻処理の範囲 ・柱、筋交い、耐力面材、火打材、桁行筋交い等構造部材の配置 ・接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋交い端部、火打、土台 ・接合部に応じた接合具の種類、本数 ・耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
屋根		・瓦等、屋根ふき材の留付状況
大臣認定品		・耐力壁、準耐力壁等

出典：2階建て木造戸建て住宅等確認申請・審査マニュアル　P158
（発行：一般財団法人　日本建築防災協会、一般財団法人　建築行政情報センター）